

(仮称)練馬区政推進基本条例(骨子案)から(素案)への主な変更点について

(仮称)練馬区政推進基本条例(骨子案)から(素案)への変更 対照表

頁	(仮称)練馬区政推進基本条例 (骨子案)	頁	(仮称)練馬区政推進基本条例 (素案)
前文			
1 頁	<p>練馬区は、昭和22年8月1日、自立を求める人々の努力が実を結び、板橋区から分離独立して23番目の特別区として誕生しました。以来、都心に近接する住宅地域として、多くの人々を受け入れてきました。その過程で、区民と区が力を合わせて、遅れていた都市基盤や公共施設の整備などのまちづくりに取り組み、今や人口70万を超える、23区有数のみどり豊かな住環境に恵まれた都市として発展しています。</p> <p>これからも区政は、人権が尊重され、多様な価値観や文化を認めあう、だれもが安心して暮らせる練馬区を、主権者である区民と区がともに築き、発展させることを基本におきます。未来へ向けて、区民と区がそれぞれの役割と責務のもと、区の自治のあり方と区政運営の仕組みを明らかにし、より自律的な地方政府としての練馬区を実現するため、この条例を定めます。</p>	1 頁	<p>練馬区は、昭和22年8月1日、自立を求める人々の努力が実を結び、板橋区から分離独立して23番目の特別区として誕生しました。以来、都心に近接する住宅地域として、多くの人々を受け入れてきました。その過程で、区民と区とが力を合わせて、<u>都市基盤や公共施設の整備</u>などのまちづくりに取り組み、今や人口70万を超える、23区有数のみどり豊かな住環境に恵まれた都市として発展しています。</p> <p>これからも区政は、人権が尊重され、多様な価値観や文化を認め<u>合</u>う、<u>誰もが</u>安心して暮らせる練馬区を、主権者である区民と<u>区と</u>がともに築き、発展させることを基本に<u>置</u>きます。未来へ向けて、区民と<u>区と</u>がそれぞれの役割と責務のもと、<u>練馬区</u>の自治のあり方と区政運営の仕組みを明らかにし、より自律的な地方政府としての練馬区を実現するため、この条例を定めます。</p>
第1 総則			
(目的)			
1 頁	2(1) 練馬区の自治の基本理念、区民・議会・執行機関の役割等を明らかにし、参加・参画と協働の推進および区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資する。	1 頁	1 <u>この条例は、練馬区</u> の自治の基本理念、 <u>区民等、議会および執行機関</u> の役割等を明らかにし、参加・参画と協働の推進および区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。
(定義)			
1 頁	3② 区民等 区民、区内に存する事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者、区内において事業活動を行う者	1 頁	2(2) 区民等 区民、区内に存する <u>事務所または事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者および区内において事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。</u>

第4 執行機関等の役割等			
(区長の役割および責務)			
2 頁	6② 区長は、執行機関の事務を統轄し、これを代表する。	3 頁	8 (1) 区長は、 <u>練馬区</u> を統轄し、これを代表する。
(執行機関の職員の責務)			
2 頁	6⑥ 職員は、職務執行に必要な能力の増進に努めなければならない。 ⑦ 職員は、効果的・効率的に行政サービスを提供し、区民との協働を柱とした区政運営を担い、自ら考え行動するよう努める。	3 頁	9 (1) 執行機関の職員は、効果的かつ効率的に行政サービスを提供し、区民等との協働を柱とした区政運営を担い、自ら考え行動するよう努めなければならない。 (2) 執行機関の職員は、職務執行に必要な能力の増進に努めなければならない。
第5 参加・参画および協働の推進			
(参加・参画)			
3 頁	7 (1)② 区は、区民等の参加・参画を推進するため、基本的な仕組みの整備その他必要な施策を講ずる。	3 頁	10 (2) 区長は、区民等の <u>区政への</u> 参加・参画を推進するため、基本的な仕組みの整備その他必要な施策を講ずる。
(地域コミュニティへの支援)			
3 頁	7 (2)② 区は、地域コミュニティに関わる活動主体および活動に対して必要な支援を行うことができる。	3 頁	11 (2) 区長は、地域コミュニティに関わる活動主体および活動に対して必要な支援を行うことができる <u>ものとする</u> 。
(協働の推進)			
3 頁	7 (3)① 区は、地域コミュニティに関わる活動主体との協働のあり方を明らかにし、協働を推進するために、支援その他必要な施策を講ずる。	3 頁	12 (1) 区長は、地域コミュニティに関わる活動主体との協働のあり方を明らかにし、協働を推進するために、支援その他必要な施策を講ずる。
第6 区政運営の基本的仕組み			
(基本構想等)			
3 頁	8 (2)① 区は、総合的かつ計画的な区政運営の指針として、議会の議決を経て、基本構想を定める。 ② 執行機関は、基本構想の実現を図るため、総合的な施策に関する基本計画等を策定し、これに即して計画的に区政経営を行う。	4 頁	13 (1) 練馬区は、総合的かつ計画的な区政運営の指針として、議会の議決を経て、基本構想を定める <u>ものとする</u> 。 (2) 区長は、基本構想の実現を図るため、総合的な施策に関する基本計画等を策定し、これに即して計画的に区政経営を行う <u>ものとする</u> 。

(要望等に対する応答)			
4 頁	8 (7)① 執行機関は、区民等の区政に関する意見、要望、提案等を受けたときは、誠実かつ速やかにこれに 応答する。	4 頁	18 (1) 執行機関は、区民等の区政に関する意見、要望、提案等を受けたときは、 <u>迅速かつ誠実にこれに 応答するよう努めなければならない。</u>
(財政運営)			
4 頁	8 (9)③ 区は、区の財政をもって行 われた事業およびそれを担う団体 について、執行状況を把握し、適切な 指導を行う。	5 頁	20 (3) 執行機関は、 <u>練馬区の支出 をもって行われた事業およびそれを 担う団体について、執行状況を把握 し、適切な指導を行うものとする。</u>
(附属機関等の会議の公開等)			
4 頁	8 (10)② 執行機関は、附属機関等 の設置目的に応じて、附属機関等 の委員に区民が参加・参画する機会 を設定する。	5 頁	21 (2) 執行機関は、附属機関等 の設置目的に応じて、附属機関等 の委員に区民等が参加・参画する機会 を設ける。
第7 区民投票			
4 頁	9 ① 区長は、区の存立に係ること など区に重大な影響を及ぼす事項に 関し、事案ごとに、別に条例で定め るところにより、区民投票を実施す ることができる。	5 頁	22 (1) 区長は、 <u>練馬区の存立にか かわることその他の練馬区に重大な 影響を及ぼす事項について、直接区 民の意思を確認するため、事案ごと に条例で定めるところにより、区民 投票を実施することができる。</u>
第8 国等との関係			
(国および東京都との関係)			
5 頁	10 ① 区は、国および東京都との 役割分担を明確にし、対等で協力的 な関係の確立をめざす。	5 頁	23 (1) 練馬区は、国および東京都 との役割分担を明確にし、対等で協 力的な関係の確立を <u>目指すものとし る。</u>
(他の地方公共団体等との関係)			
5 頁	10 ② 区は、他の地方公共団体お よび国と連携を図り、協力して区 の行政の課題の解決に取り組む。	5 頁	24 (1) 練馬区は、他の地方公共団 体および国と連携を図り、協力して 区の行政の課題の解決に取り組む <u>も のとする。</u>